

減災に向けた取組 (各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む内容)

達成すべき目標

「人的被害をなくすこと」、「物的被害を最小限度にとどめること」

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

■ 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ① 河川管理者からの情報提供
- ② 水害対応タイムラインの作成
- ③ 水害危険性の周知
- ④ 隣接区市町村等への避難体制の共有
- ⑤ 要配慮者利用施設等における避難計画の作成等

■ 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ⑥ 洪水浸水予想区域図等の共有
- ⑦ 水害ハザードマップの周知
- ⑧ まるごとまちごとハザードマップの促進
- ⑨ 浸水実績等の周知
- ⑩ 避難訓練の充実
- ⑪ 防災教育の充実

■ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ⑫ 水位計、河川監視用カメラの整備

3) 氾濫水の排水に関する取組

■ 氾濫水の排水に関する事項

- ⑲ 排水施設、排水資器材の運用方法の改善

2) 的確な水防活動のための取組

■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

- ⑬ 水防上注意を要する箇所の確認、水防資器材の整備等
- ⑭ 水防訓練の充実
- ⑮ 水防に関する広報の充実
- ⑯ 水防活動を行う消防団間での連携

■ 区市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

- ⑰ 災害拠点病院等への情報伝達
- ⑱ 区市町村庁舎等の機能確保

4) その他の取組

■ その他の事項

- ⑳ 河川管理施設の整備
- ㉑ 樋門、樋管等の運用体制の確保
- ㉒ 地方公共団体への財政的支援
- ㉓ 災害時及び災害復旧に対する支援強化
- ㉔ 災害情報等の共有体制の強化
- ㉕ 地方自治法に基づく技術的助言